

(仮称) 仙台市自転車の安全利用に関する条例(中間案)に関する意見募集について

1. 条例制定の背景

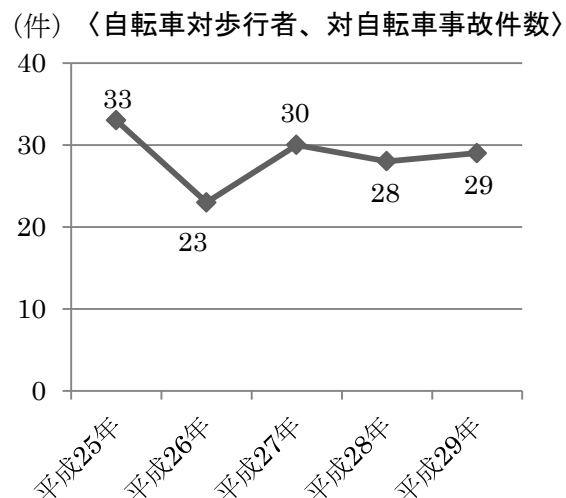
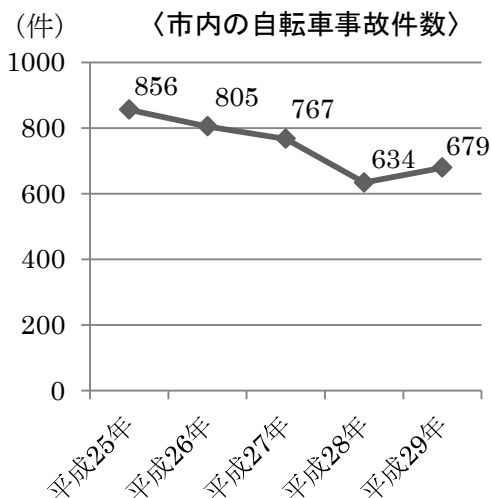
自転車は、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用することができる交通手段であり、交通ルールを守り安全に利用することが求められています。

これまでも、本市では、誰もが安全に自転車を利用できる環境の実現を目指す「杜の都の自転車プラン」を平成25年度に策定し、様々な取組みを進めてまいりました。

市内の自転車利用の現状を見てみると、自転車事故の発生状況は減少傾向にあり、平成25年と平成29年を比較すると約2割減少しています。一方で、自転車と歩行者の事故など自転車が加害者となる事故は、横ばいで推移しています。

また、自転車事故においては、自転車利用者の約4割に何らかの交通違反が見られることから、ルール・マナーの遵守、理解の促進を図るとともに、事故の被害軽減に有効な乗車用ヘルメットの着用や事故の被害者救済に必要な自転車損害賠償保険等の加入促進も課題となっています。

このような状況を踏まえ、一層の自転車の安全利用を図るためには、市、市民、自転車利用者など自転車の安全利用に関係する主体がそれぞれ果たすべき責務や守るべき事項を条例という形で明確にし、その内容を共有しながら具体的な取組みを進めていくことが必要と考え、「(仮称) 仙台市自転車の安全利用に関する条例」を制定することとしました。



(宮城県警提供資料より作成)

2. 条例制定に至るまでの主な経過

| | |
|------------|--|
| 平成29年6月 | 自転車利用実態調査及び街頭アンケート実施 |
| 平成29年9月 | (仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会開催 (有識者や関係団体から意見を伺うため平成30年3月まで4回開催) |
| 平成29年10月 | 自転車利用実態調査及びWEBアンケート実施 |
| 平成30年1月～2月 | 関係機関ヒアリング |

3. 条例中間案の概要

(1) 目的、基本理念

条例の目的と自転車の安全利用に関する基本理念をそれぞれ以下のとおり定めます。

目的

- 自転車の安全利用の推進及び促進について、基本理念を定め、市や自転車利用者等の主体の責務を明確にします。
- 市の施策の基本事項を定め、自転車の安全利用に関する教育や啓発、環境づくりを図るための施策を実施します。

➡ 市民等の交通安全の確保を図ります

基本理念

- 市民等一人ひとりが、自転車は交通の危険を生じさせるおそれがあるものと認識し、道路交通法等を遵守し、互いに譲り合う精神をもって取り組むことを目指します。
- 市その他の主体が、自転車を安全に利用することができる環境づくりに努めます。

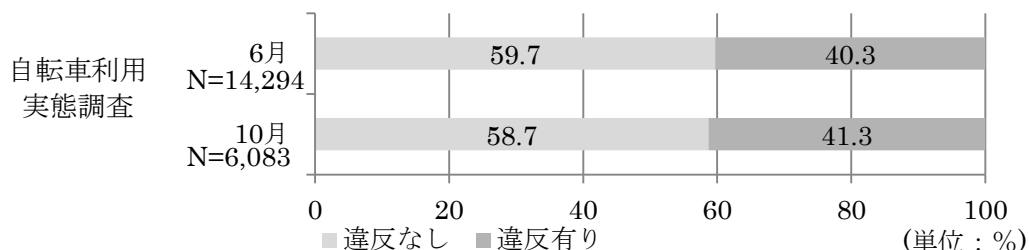
➡ 安全で安心な街の実現を目指します

(2) 市、自転車利用者等の主体の責務

自転車利用実態調査では、自転車利用者の約4割に何らかの違反が認められました。自転車のルール、マナーの遵守を促進するためには、市、自転車利用者をはじめとした各主体が、それぞれの立場で安全利用に向け取り組むことが大切であることから、各主体の責務について定めます。

- 市は、自転車の安全利用に関する啓発や活動の支援、乗車用ヘルメットの着用促進等、条例の目的を達成するために必要な施策を実施します。
- 市民等は、自転車の安全利用について理解を深め、市が実施する施策への協力に努めます。
- 自転車利用者は、道路交通法等を遵守し、歩行者も含めた他の交通に配慮して自転車を利用するとともに、乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検整備に努めます。
- 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うとともに、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めます。

〈市内自転車利用者の違反割合〉



※自転車利用実態調査は、市内12か所の地点にて、6月は朝、昼、夕方の計6時間、10月は朝、夕方の計2時間、通過する自転車の違反の有無を調査したものです。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入について

近年、自転車が加害者となった交通事故において、高額な損害賠償が認められる事例が発生しています。一方、アンケート調査では自転車損害賠償保険等への加入状況は約4～6割に留まっています。自転車事故による被害者の救済の観点から、自転車利用者等には万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険等への加入を義務とする規定を設けます。なお、未加入者に対する罰則規定は設けないこととします。

- ▶ 自転車利用者（未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。）は、自転車損害賠償保険等に参加しなければなりません。
- ▶ 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければなりません。

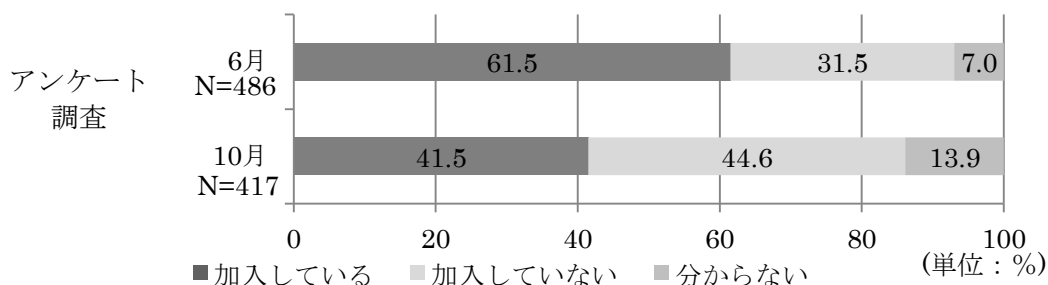
〈自転車での加害事故例〉

| 判決認容額(※) | 事故の概要 |
|----------|--|
| 9,521万円 | 男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決) |

(※)判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払を命じられた金額(金額は概算額)。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

(日本損害保険協会調べ)

〈自転車損害賠償保険等の加入状況〉



(4) 道路交通環境の整備

歩行者、自転車利用者の安全確保のためには、歩行者や自転車の交通環境も併せて整備していくことが必要であることから、道路交通環境整備について定めます。

- ▶ 市長は、歩行者の安全を確保するために特に必要がある歩道の区間を、自転車押し歩き区間として指定することができます。
- ▶ 市は、自転車利用者が自転車を安全に利用することができるよう、道路交通環境の整備の推進に努めます。

(5) 自転車安全利用計画

- ▶ 市は、この条例の目的を達成するため自転車の安全利用に関する計画を策定します。

4. 条例中間案に関する意見募集

「(仮称) 仙台市自転車の安全利用に関する条例」を制定するにあたり、「(仮称) 仙台市自転車の安全利用に関する条例 (中間案)」について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

【募集期間】

平成 30 年 4 月 23 日 (月) から平成 30 年 6 月 1 日 (金) まで (必着)

【提出先】

「意見応募用紙」もしくは任意の様式に、住所 (団体の場合は所在地)、氏名 (団体の場合は団体名、代表者氏名)、ご意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、電話や窓口での意見受付は致しませんので、ご了承ください。

(1) 郵送 : 〒980-8671 (住所記入不要) 仙台市市民局自転車交通安全課

(2) FAX : 022-214-1091

(3) Eメール : sim004090@city.sendai.jp

※電子メールの場合は、件名を「条例中間案意見」とご記入願います。

(4) 障害などの理由により (1)～(3) によることが難しい場合は、可能な提出方法についてご相談ください。

【資料配布場所】

仙台市役所本庁舎 1 階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所案内窓口、総合支所、自転車交通安全課で配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

【提出いただいたご意見の取り扱い】

- ・ご意見に対して個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に対する市の考え方と併せて、後日、市ホームページ等で公表する予定です。
- ・氏名、住所の個人情報については、適正に管理を行い、他の目的には利用致しません。

【お問い合わせ先】

仙台市市民局生活安全安心部自転車交通安全課 (二日町第四仮庁舎 9 階)

電話 : 022-214-1075 (直通)

FAX : 022-214-1091 (直通)

E-mail:sim004090@city.sendai.jp